

広島県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年五月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ケアハート	三原市中之町二丁目一番二三号	デイサービスセンターあすなる	三原市頼兼二丁目九番一〇号	令和八年四月一日
株式会社リライアンス	広島市中区胡町四番二八号	コスモス薬局府中店	安芸郡府中町浜田本町一番二八号	令和八年四月二〇日
株式会社リライアンス	広島市中区胡町四番二八号	コスモス薬局海田東店	安芸郡海田町幸町一番四五号	令和八年四月二〇日